

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和3年9月29日午後1時00分～午後5時55分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 「秋の列車内ちかん追放キャンペーン」の実施結果について

鉄道警察隊では、列車内における痴漢や盗撮等の犯罪被害防止を目的に、大阪府下の鉄道事業者14社と連携して「秋の列車内ちかん追放キャンペーン」を実施した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 列車内での痴漢や盗撮の防止には鉄道事業者の協力が欠かせないと思うことから、今後も様々な取組によってこれらの犯罪の被害防止と検挙に努めていただきたい。

(2) 地域警察官による人命救助について

9月17日、都島警察署員が大川に飛び込んだ自殺企図者1名を、9月18日、羽曳野警察署員が大和川に飛び込んだ自殺企図者1名をそれぞれ救助した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 警察官としての使命を全うした人命救助によって命が救われたものでありたいへん感謝している。引き続き、装備品等を有効活用した訓練を実施する等して、有事の際には負傷をすることなく、今回の好事例のように適切な対応が取れるようによろしくお願ひしたい。

(3) 交際相手の実子に対する殺人（児童虐待）事件の検挙について

捜査第一課が、摂津警察署と合同で標記の事件につき、9月22日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 非常に痛ましい事件であり、徹底した捜査を進めていただきたい。また、二度と同じような事件が起こらないように関係機関との連携を徹底していただきたい。

(4) 私立高校野球部コーチによる強制性交等致傷等事件の検挙について

刑事特別捜査隊が、富田林警察署と合同で標記の事件につき、8月18日及び9月13日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

(5) 私立中学校講師らによる準強制わいせつ等事件の検挙について

刑事特別捜査隊が、住之江警察署と合同で標記の事件につき、9月8日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 高校野球部コーチ、中学校講師、いずれの事件も教職者がそれぞれの立場を利用した非常に悪質な犯行であり、許しがたい事件であると認識している。

被害児童の心情にも配慮しつつ、徹底した捜査によって事件の全容解明に努めていただきたい。

(6) 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について

9月28日に大阪府新別館北館において開催された「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の結果について報告があった。

【委員発言要旨】

- 全国的に緊急事態宣言が解除される見込みであり、様々な規制についても段階的に緩和されていくと思うが、気を緩めることなく、引き続き、感染防止に配慮していただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、70件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止を決定した。

(3) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分1件について、審議の結果、歓乐的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食させる行為の提供を行う事業の停止を決定した。

(4) バリアフリー法に基づく交通安全特定事業計画の作成及び公表について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を図るため、新たに「交通安全特定事業計画」を作成し、公表したい旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(5) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令に係る債権差押処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令に係る債権差押処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、本件審査請求は当該処分の取消しを求める法律上の利益はなく、不適法であることから却下とした。

(6) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件について上申があり、いずれも可として決裁した。

(7) 意見要望の受理等について

- ア 苦情 1 件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。
- イ 苦情 1 件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
- ウ 意見要望 14 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定等の締結について
警察庁通達に基づき、大阪府、奈良県、和歌山県及び徳島県公安委員会間で「警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定」を締結する旨の報告があった。
- (2) 運転免許証交付処分取消等請求事件の終結について
大阪地方裁判所に提訴されていた運転免許証交付処分取消等請求事件の判決について報告があった。
- (3) 生活安全部主管に係る 8 月中の専決事務の処理状況について
8 月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (4) 警察職員等の援助要求について
警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく警察職員等の援助要求 2 件を実施した旨の報告があった。
- (5) 交通部主管に係る 8 月中の専決事務の処理状況について
8 月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (6) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
9 月 6 日から 9 月 20 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上